

改正

平成一八年 七月規則第七二号

平成二七年 七月一〇日規則第四六号

平成二八年 三月三十一日規則第四四号

平成三〇年 三月二八日規則第九号

令和 二年 三月三〇日規則第一三号

江戸川区立障害者就労支援センター条例施行規則

題名改正〔平成一八年規則七二号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区立障害者就労支援センター条例（平成十七年三月江戸川区条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一八年規則七二号・二七年四六号〕

(開所時間)

第二条 江戸川区立障害者就労支援センター（以下「就労支援センター」という。）の開所時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、江戸川区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めるときは、変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、条例第三条第四号に規定する事業の利用時間は、午前八時三十分から午後八時まで（土曜日においては、午後五時まで）とする。

一部改正〔平成一八年規則七二号・二八年四四号・三〇年九号・令和二年一三号〕

(休業日)

第三条 就労支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

一 日曜日及び土曜日。ただし、条例第三条第四号に規定する事業においては、日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日から同月三十一日まで

一部改正〔平成一八年規則七二号・二八年四四号・三〇年九号・令和二年一三号〕

(実費負担)

第四条 条例第三条に規定する事業で、実費を要するものについては、当該事業を利用する者は、

その実費を負担するものとする。

追加〔平成一八年規則七二号〕

(工賃の支払)

第五条 区長は、条例第三条第一号に規定する就労移行支援の事業を利用する者に対し、毎月、別に区長が定める日に、その就労時間及び作業能力に応じて、工賃を支払う。

追加〔平成一八年規則七二号〕

(利用の申請)

第六条 条例第五条の規定により、就労支援センターを利用しようとする者は、第一号様式による江戸川区立障害者就労支援センター利用申請書を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成一八年規則七二号〕

(利用の承認)

第七条 区長は、前条の申請があったときは、利用の適否を審査し、適当と認めたときは申請者に対し、第二号様式による江戸川区立障害者就労支援センター利用承認書を交付する。ただし、不適当と認めたときは、第三号様式による江戸川区立障害者就労支援センター利用不承認書を交付する。

一部改正〔平成一八年規則七二号〕

(利用承認の取消し)

第八条 前条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の取消しをしようとするときは、第四号様式による江戸川区立障害者就労支援センター利用承認取消願を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成一八年規則七二号〕

(使用料の納付期日)

第九条 条例第七条に規定する規則で定める納付期日は、区長が指定した日とする。

追加〔平成一八年規則七二号〕

(使用料の減額又は免除)

第十条 条例第七条の二に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、それぞれ当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

一 災害、盗難等による被害を受け、使用料を納付することができないとき 全額

二 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき 区長が認める額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第四号様式の二による江戸川

区立障害者就労支援センター使用料減額・免除申請書を区長に提出しなければならない。

追加〔平成一八年規則七二号〕、一部改正〔令和二年規則一三号〕

(使用料の還付)

第十一条 条例第七条の三ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、それぞれ当該各号に定めるところにより使用料を還付することができる。

- 一 利用者の責任によらない理由により利用することができないとき 全額
- 二 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき 区長が認める額

追加〔平成一八年規則七二号〕、一部改正〔令和二年規則一三号〕

(利用承認の取消等の通知)

第十二条 区長は、条例第九条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、第五号様式による江戸川区立障害者就労支援センター利用取消等通知書により、利用者に通知するものとする。

一部改正〔平成一八年規則七二号〕

(禁止行為)

第十三条 就労支援センターの利用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認外の施設を利用すること。
- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 三 無断で設備その他の現状を変更すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をすること。

一部改正〔平成一八年規則七二号〕

(係員の指示)

第十四条 就労支援センターの利用者は、その利用について、係員の指示を守らなければならない。

一部改正〔平成一八年規則七二号〕

(指定管理者指定申請書の提出等)

第十五条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十六条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 就労支援センターの管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書

二 法人の定款

三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支予算書及び前事業年度の決算報告書

四 法人の事業経歴及び概要

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

追加〔平成二七年規則四六号〕、一部改正〔平成三〇年規則九号〕

(委任)

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔平成一八年規則七二号・二七年四六号〕

付 則

この規則は、平成十七年五月一日から施行する。

付 則 (平成一八年七月二七日規則第七二号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江戸川区立障害者就労援助センター条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成二七年七月一〇日規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二八年三月三十一日規則第四四号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則 (平成三〇年三月二八日規則第九号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

付 則 (令和二年三月三〇日規則第一三号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

様式 (省略)